

「広報いたばし」 広告掲載取扱要綱

(平成 14 年 12 月 12 日 区長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区が発行する「広報いたばし」(以下「広報紙」という。)に掲載する広告の取扱いを定め、広告収入確保を図ることを目的とする。

(掲載の範囲)

第 2 条 掲載することができる広告は、区民生活に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 広報紙の公共性及びその品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(広告の掲載号及び掲載位置)

第 3 条 区長は、広告を掲載することができる広報紙を、1 か月当たり 2 回発行するものとする。ただし、次条の表に規定する 8 号広告は、発行するすべての広報紙(多色刷りの広報紙を除く。)に掲載することができる。

2 広告の掲載位置は、原則として 4 面構成の場合にあっては 2 面・3 面、8 面構成の場合にあっては 6 面・7 面とし、そのうちのいずれか 1 面の下部の枠内とする。ただし、紙面構成の必要上やむを得ない場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、次条の表に規定する 8 号広告の掲載位置は、1 面・8 面を除く各面の地の余白とする。ただし、紙面構成の必要上やむを得ない場合は、この限りでない。

4 区長は、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、広報紙の編集上支障があると認めたときは、広告の掲載が決定した者(以下「広告主」という。)と協議の上、広告を掲載する広報紙又はその位置を変更することができる。

(広告の種別、規格及び掲載料)

第 4 条 広告の種別、規格及び掲載料は、次の表のとおりとする。

種別	規格		掲載料
1 号広告	縦 横	3.325 センチメートル 4.75 センチメートル	25,000 円
2 号広告	縦 横	6.79 センチメートル 4.75 センチメートル	50,000 円
3 号広告	縦 横	3.325 センチメートル 9.7 センチメートル	50,000 円
4 号広告	縦 横	6.79 センチメートル 9.7 センチメートル	100,000 円
5 号広告	縦 横	6.79 センチメートル 14.65 センチメートル	150,000 円
6 号広告	縦 横	6.79 センチメートル 19.6 センチメートル	200,000 円
7 号広告	縦 横	6.79 センチメートル 24.55 センチメートル	250,000 円

刷り色は黒色とする。

8号広告	縦 1センチメートル 横 23センチメートル		20,000円
------	---------------------------	--	---------

(掲載希望者の募集)

第5条 区長は、広報紙等により、広告の掲載を希望する者を公募するものとする。

(広告の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、「広報いたばし」広告掲載申込書（別記第1号様式）に掲載しようとする広告の原稿を添えて、あらかじめ区長が定める期日までに、区長に申し込むものとする。ただし、同一の広報紙に複数の広告の掲載を申し込むことはできない。

2 申込みの数が1号の広報紙当たりの広告を掲載することができる枠（以下「広告掲載可能枠」という。）に満たない場合は、次条の規定により広告の掲載の決定等を行った後においても、編集及び印刷に支障のない範囲において随時申込みを受け付けることができる。

(広告の掲載の決定等)

第7条 区長は、前条第1項に規定する申込書を受理したときは、第2条に規定する範囲に基づき広告の掲載の可否を審査するものとする。この場合において、広告の掲載を可能と判断したものの数が、広告掲載可能枠を超えた場合は、広告の種別及び規格を考慮の上、抽選し、その結果に従い、広告の掲載の可否を決定する。

2 区長は、前項の規定により広告の掲載を可能と決定したときは、「広報いたばし」広告掲載決定のお知らせ（別記第2号様式）により、広告の掲載を不可と決定したときは、「広報いたばし」広告非掲載決定のお知らせ（別記第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

3 広告主は、あらかじめ区長が定める期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿を提出するものとする。

(広告の掲載料の納付)

第8条 広告主は、前条第2項の規定により広告の掲載が可能とを決定されたときは、広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）を、区長の指定する期日までに、一括して前納しなければならない。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(広告主の責務)

第9条 広告の版の内容は、第2条に規定する範囲によるものとし、広告主が責任を持って作成するものとする。

2 広告の版の作成経費は、広告主が負担するものとする。

3 広告の版の校正は、広告主が責任を持ってこれを行うこととし、区は、広告主がこれを怠ったことにより生じた損害については一切補償しないものとする。

(掲載の取消し)

第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 広告主が広告掲載料を所定の期日までに納入しなかったとき。

(2) 広告主が版下原稿を所定の期日までに提出しなかったとき。

(3) 掲載しようとする広告が、第7条の規定により広告の掲載を決定した後、第2条に規定する範囲を逸脱することが明らかになったとき。

(4) 広告主が広告の掲載の取消しの申出をしたとき。

2 区長は、編集発行上やむを得ない事情が生じたときは、広告主と協議の上、広告の掲載を取り

消すことができる。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告を掲載できなかったとき、又は発行日の15日前までに取消しの申し出があったときは還付するものとする。

(適格請求書の交付)

第12条 区長は、広告主から消費税法（昭和63年法律第108号）第57条の4第1項の規定による適格請求書の交付の求めがあったときは、適格請求書（別記第4号様式）を当該広告主に交付する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、政策経営部長が定める。

付 則

この要綱は平成14年12月12日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成24年10月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成25年10月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱の一部改正は、令和5年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の「広報いたばし」広告掲載取扱要綱の規定に基づき行った広告掲載の申込み及び広告掲載の可否決定については、なお従前の例による。

「広報いたばし」 広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）板橋区長

申込者 干
住所（所在地）
氏名（名称）

電話番号
FAX 番号
Eメールアドレス
担当者氏名

「広報いたばし」 広告掲載取扱要綱の規定により、次のとおり申し込みます。

掲載希望号	種 別	サイズ変更の可・否 (可の場合、希望する最小サイズ)	
月 日号	号	可 (号) ・ 否	※左記について、 <input type="checkbox"/> いずれか <input type="checkbox"/> すべて の号の掲載を希望します (チェックを入れてください)
月 日号	号	可 (号) ・ 否	
月 日号	号	可 (号) ・ 否	
月 日号	号	可 (号) ・ 否	
月 日号	号	可 (号) ・ 否	
月 日号	号	可 (号) ・ 否	

※抽選の結果、希望のサイズは確保できないが、サイズ変更すれば掲載できる場合に変更して掲載したいときは、「サイズ変更の可・否欄」の「可」に○を付け、縮小限度のサイズを（ ）内に記入ください。また、サイズ変更を希望しない場合は「否」に○を付してください。この欄が未記入の場合は「否」と見なします。

※同じ号の広報紙に複数の広告掲載を申し込むことはできません。

（種別・規格・掲載料）

1号広告	（縦×横 3.325cm×4.75cm）	25,000 円
2号広告	（縦×横 6.79cm×4.75cm）	50,000 円
3号広告	（縦×横 3.325cm×9.7cm）	50,000 円
4号広告	（縦×横 6.79cm×9.7cm）	100,000 円
5号広告	（縦×横 6.79cm×14.65cm）	150,000 円
6号広告	（縦×横 6.79cm×19.6cm）	200,000 円
7号広告	（縦×横 6.79cm×24.55cm）	250,000 円
8号広告	（縦×横 1cm×23cm）	20,000 円

※色は黒色のみ

※適格請求書（インボイス）を希望する場合はチェックを入れてください

広告掲載が決定した場合の適格請求書の発行について 希望します

様

東京都板橋区長
区 長 名

「広報いたばし」 広告掲載決定のお知らせ

「広報いたばし」への広告掲載について、下記のとおり掲載を決定しましたのでお知らせします。
なお、広告掲載料については、同封の「納入通知書」でお支払いくださるようお願いします。

記

1. 広告掲載号及び種別・広告掲載料・納入期限・版下提出期日

広告掲載号	掲載決定	決定種別	広告掲載料	納入期限	版下提出期日
月 日号		号広告	円	月 日 ()	月 日 ()
月 日号		号広告	円	月 日 ()	月 日 ()
月 日号		号広告	円	月 日 ()	月 日 ()

※「掲載決定欄」に○印のあるものが掲載決定した広告です。サイズは決定種別により掲載されます。

※期日までの納入・版下の提出がない場合、掲載できなくなりますのでご注意ください。

(種別・規格・掲載料)

1号広告	(縦×横 3.325cm×4.75cm)	25,000円
2号広告	(縦×横 6.79cm×4.75cm)	50,000円
3号広告	(縦×横 3.325cm×9.7cm)	50,000円
4号広告	(縦×横 6.79cm×9.7cm)	100,000円
5号広告	(縦×横 6.79cm×14.65cm)	150,000円
6号広告	(縦×横 6.79cm×19.6cm)	200,000円
7号広告	(縦×横 6.79cm×24.55cm)	250,000円
8号広告	(縦×横 1cm×23cm)	20,000円

※いずれも色は黒色のみ

2. 広告掲載料 (総額)

円

板政広第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長
区 長 名

「広報いたばし」 広告非掲載決定のお知らせ

「広報いたばし」への広告掲載について、下記のとおり掲載できないことを決定しましたのでお知らせします。

記

1 申込のあった広告掲載希望号及び種別

広告掲載希望号	種別
年 月 日号	
年 月 日号	
年 月 日号	

2 掲載できない理由

適 格 請 求 書

東京都板橋区

登録番号： T6000020131199

発行日： 年 月 日

〒

住所（所在地）

会社名

肩書

代表者名

件名： 「広報いたばし」 広告掲載申込

年度：

会計： 区一般会計

管理番号： —

合計金額

10%対象金額：

消費税：

8%対象金額：

消費税：

明細内訳						
No.	取引日	品名	単価	税区分	数量	税率
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

問合せ先： 広聴広報課

広報係

TEL：03-3579-2022